

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年9月14日
【会社名】	株式会社セキュアヴェイル
【英訳名】	SecuAvail Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米今 政臣
【本店の所在の場所】	大阪市北区東天満一丁目1番19号
【電話番号】	06-6136-0020
【事務連絡者氏名】	管理部部長 松本 佳恵
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区東天満一丁目1番19号
【電話番号】	06-6136-0020
【事務連絡者氏名】	管理部部長 松本 佳恵
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,104,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 805,104,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	160個(新株予約権1個につき5,000株)
発行価額の総額	5,104,000円
発行価格	新株予約権1個につき31,900円(新株予約権の目的である株式1株当たり6.38円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年9月30日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セキュアヴェイル 管理部 大阪市北区東天満一丁目1番19号
払込期日	平成27年9月30日(水)
割当日	平成27年9月30日(水)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 南森町支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年9月14日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社セキュアヴェイル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は5,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,000円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割により株式をする場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所「JASDAQ」グロース市場(以下、「JASDAQ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	805,104,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年9月30日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年9月29日(但し、平成29年9月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セキュアヴェイル 管理部 大阪市北区東天満一丁目1番19号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 南森町支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使することとなります。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(1,300円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(1,500円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、2連続取引日続けて指示できず、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)と当社の代表取締役社長である米今政臣が締結した株式貸借契約の範囲内(200,000株)とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及

び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

3. 本新株予約権の譲渡指示

本新株予約権は、当社の取締役会の決定により割当予定先に対して本新株予約権の半数を上限として譲渡を指示することができます。当社といたしましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (3) 割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、マイルストーン社が割当予定先として最適であると考えており、現時点においては譲渡指示を行う予定はございませんが、本新株予約権の行使期間において当社にとってより適した割当先が確保できた場合には、マイルストーン社に本新株予約権の譲渡指示をすることが可能となります。なお、譲渡先に上記の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に継承されることとなっております。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生します。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しません。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
805,104,000	6,500,000	798,604,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(5,104,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(800,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用3,000,000円、登記関連費用3,000,000円、その他諸費用(弁護士・株式事務手数料・外部調査費用)500,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、新株予約権が消滅するため、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
システム開発力強化による事業のスピードアップ	300百万円	2015年10月～2017年3月
NSSのプロモーション活動と首都圏営業体制強化	250百万円	2015年10月～2017年3月
SOCのサービスレベル向上と基盤強化	250百万円	2016年4月～2017年9月

- (注) 上記、各資金使途は優先順位の順に記載しております。
- 上記使途に必要な資金が充分調達できない場合は、基本的に使途優先順位の高位から順次資金配分してまいります。事業推進状況に応じ、各項目使途金額及び時期の見直しを適宜行います。また、全項目について全額必要との経営判断が下されたにもかかわらず十分な資金が調達できなかった場合は、新たな資金調達の方法を模索してまいります。

システム開発力強化による事業のスピードアップ：300百万円

開発技術者及びプロジェクトマネージャ合計20名程度の採用費及び人件費として250百万円、商品開発に伴うインフラ強化対策費として50百万円を見込んでおります。

NSSのプロモーション活動と首都圏営業体制強化：250百万円

サービス提供基盤システムである「NetStare Suite」(以下、「NSS」)を首都圏において積極的にプロモーションしていくにあたり、サービスプロモーション活動費として120百万円、東京ブランチのスタッフ採用費及び人件費として70百万円、スタッフ増員に伴う東京ブランチの事務所拡張費として60百万円を見込んでおります。

SOCのサービスレベル向上と基盤強化：250百万円

SOC(「Security Operation Center」の略称、以下同じ)メンバーの採用費及び人件費として100百万円、SOCのインフラ整備費として150百万円を見込んでおります。採用という手段によっては人材確保が困難と判断した場合は、当該費用をもってM&Aを検討することとします。現時点では、M&A対象企業として具体的な候補先があるわけではなく、人材確保に代えてM&Aを実施した場合は、速やかに開示いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、インターネットの急速な普及により、通信分野と情報処理分野が融合してきた2001年に創業し、顧客のセキュリティ対策への技術的支援を提供する事を目的として、ファイアウォールなどのアプライアンス機器の運用監視マネージメントサービス「NetStare」を提供してまいりました。創業時より、セキュリティ対策を実現するためにシステムログの収集・管理を実施し、外部から受けた攻撃などの問題抽出を速やかに行うためのシステム「LogStare」を開発し、自社活用や顧客への販売を行ってまいりました。また、アプライアンス機器の稼働状態や性能の監視を実施し、ハードウェアレベルでの問題を統合的に管理するシステム「NetStareマネージャ」を開発し、自社活用やサービス基盤として利用してまいりました。この2つのシステムを用いて、セキュリティマネージメントサービスやネットワーク監視を実現するSaaS（Software as a Serviceの略称。ソフトウェアの必要な機能を必要な分だけネットワーク経由でサービスとして利用できる形態のこと）などのサービスを販売し、随時サービスラインナップを拡充して、現在に至っております。

当社事業を取り巻く環境としては、スマートフォンやタブレットといったモバイル機器の普及が社外からのネットワーク接続を可能にし、センサー技術などの発達によりモノがネットワークに繋がられ、ネットワークが社会インフラとしての重要性を増してきており、ICT（Information and Communication Technologyの略称。情報・通信に関する技術の総称のこと）の高度化に伴い、安心・安全な利用環境の整備が、今後一層重要になってくると想定されます。政府もIT国家戦略を推進しており、マイナンバー制度の導入により行政手続きを一元的に管理しようとする動きと平行して、サイバーセキュリティ基本法が成立するなど、情報セキュリティ対策にも本腰を入れる姿勢を見せ、情報管理という面でも安心・安全な利用環境の整備が要求されております。一方、企業は、アベノミクス効果で景気が回復しても、競争力を強めるために固定費はできるだけ削減し、高利益体質を目指すなかで、自前のサーバシステムを保有する形態からサーバ機能をアウトソースする形態に移行し、ネットワークの運用監視も情報システム部門任せから、ASP（Application Service Providerの略称。アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供すること）やSaaSの利用へ移行するといった形に変容してきております。今後、さらにこのスピードが加速することは容易に想像でき、当社が創業以来掲げている「お客様の安心・安全な利用環境」を適切な価格でご提供していくことで、当社の業容を拡大し、成長を加速化する絶好のタイミングと確信しております。そこで、従来のやり方で緩やかに成長曲線を描いていく方針を転換し、長期経営ビジョンに掲げている2020年の数値目標実現のためにも、（ ）システム開発力強化による事業のスピードアップ、（ ）NetStare Suiteのプロモーション活動と首都圏営業体制強化、（ ）SOCのサービスレベル向上と基盤強化、の3点を一気呵成に推し進めるため、本第三者割当増資を行うこととし、調達した資金をこれらの施策に充当することで、主力事業の強化を図ることにいたしました。

) システム開発力強化による事業のスピードアップ

当社は、ここ数年、当社のサービス基盤システムである「NetStareマネージャ」と「LogStare」を融合し、アプライアンス機器の監視状況と使用状況を記録したログを一元的に管理し、相関的に分析を行ったうえで未来の問題を予測するシステム「NetStare Suite」(NSS)を開発してまいりました。

NSSは、過去の監視状況やアプライアンス機器に記録されたログをビッグデータで管理し、ネットワークやアプライアンス機器に将来的に起こりうる問題を予測し、未然に防ぐ対応を実現する次世代のマネジメントシステムであり、当社がサービスを提供する基盤システムとなります。当社は、今後の収益力の要となる次世代システム開発のスピードと質を向上させ、ITインフラにおける防御のための新しいサービスを早急に実現していく必要があります。特に、当社の場合、運用監視サービスの販売といったストックビジネスに比重を移しているため、継続的にサービスを利用していただくためにも、既存サービスの改良、新しいサービスの開発が重要な経営課題となっています。そのためには、確かな技術力を持った人材の確保が必要となってまいります。当社は、これまで求人サイトや人材紹介サービスを利用する等の方法で、人材を確保すべく努めてまいりましたが、当社が要求する水準を満たすレベルに育成するまでに時間がかかっているため、即戦力として既存システムの改良、もしくは新たなサービスの開発を任せられる優秀な人材の確保が喫緊の課題となっております。そこで、ヘッドハンティング会社等を活用し、開発技術者及びプロジェクトマネージャ等、20名程度の採用及び人件費として250百万円及び商品開発に伴うインフラ強化対策費として50百万円の充当を予定しております。

) NSSのプロモーション活動と首都圏営業体制強化

当社は、) で述べたNSSを、クラウド型でサービス提供する形態で販売してまいります。NSSは、現在は運用サービスを提供していない顧客であっても、昨年6月より永年無償配布している「LogStare Collector」を利用して、収集したログや監視状況をNSSに送信すれば、自社のネットワークやアプライアンス機器が現在抱えているリスクや、将来的に起こりうる問題を予測するサービスを利用することができるというものです。当社は、NSSに従来から提供している「NetStare」の付加価値としてのサービスを追加していくことで、今後のサービス収入の柱に据えたいと考えております。これまで、既存顧客への深耕や、パートナー企業との連携により当社のサービスを拡販してまいりましたが、今後は従来の活動に加え、マーケティング活動を強化し、本社機能が集中している首都圏において、積極的なプロモーション活動を行っていくこといたしました。プロモーション活動として想定しているのは、製品サイトのコンテンツを充実させインターネットを通じた集客対策を行うウェブマーケティングの強化、セミナー開催、展示会への出展等になります。そのため、プロモーションのための活動費として120百万円、サービスの拡充に比例してマーケティング活動を行う東京ランチのスタッフ増員に伴う採用及び人件費として70百万円、最大で10名増員することに伴う事務所の拡張に60百万円の充当を予定しております。

) SOCのサービスレベル向上と基盤強化

当社は、SOCを自社で運営し、ネットワークセキュリティに関するプロフェッショナルであるセキュリティエンジニアやインシデントアナリストが、24時間365日体制で、日々発生するネットワーク障害やセキュリティ問題の解決にあたっております。) 及び) を実施した結果、サービス受注が増加していくことが予想され、その結果としてサービスレベルが低下するような事態を避けるため、運用保守技術者の確保と提供システム基盤であるサーバやストレージ、ネットワーク強化が課題となってまいります。) で述べたとおり、当社はこれまで人材確保に努めてまいりましたが、当社が要求する水準を満たすレベルに育成するまで時間を要しているため、SOCのサービスオペレーションを見直し、再構築することに取り組んでおります。サービスオペレーションの見直しとサービス拡充により、運用保守技術者増員に伴う採用及び人件費として100百万円、サーバやストレージ、ネットワーク強化のためのインフラ整備費として150百万円の充当を予定しております。

当社は、調達した資金を) から) の施策に順に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益と持続的な成長を確保することが見込まれ、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的にしております。そのため、今回の資金調達は、最終的に既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、現在は回復基調にあるとはいえ、累積損失解消の課題を残しており、間接金融(銀行借入)による資金調達は、借入コストが負担となること、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、そ

の検討を行いました。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して、以下の資金調達方法を検討いたしました。公募増資については、当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。第三者割当増資による新株式の発行につきましても、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことに加え、一定規模を超える特定の事業会社からの資本受け入れは他の事業会社からの受注に影響を及ぼす恐れもあることから、実行は困難であると判断し、さらに特定の投資家からの資本受け入れは、当社の決算数値及び無配が続いていることから交渉が難しく、実行は困難であると判断いたしました。

) 資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われないと推測されます。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、当社による行使指示を受けた場合を除いて、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、マイルストーン社が本新株予約権を行使することで保有することとなる当社株式の総数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日(平成27年9月14日)時点における当社発行済株式総数(3,245,000株)の10%(324,500株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の24.65%(800,000株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4)エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで業績の回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、今年に入って代表取締役の浦谷元彦氏からIRに関する面談の申込があったことを契機として、資金調達に関する協議、交渉を進めてきた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、マイルストーン社より、当社の経営方針に賛同し、かつ当社の経営に介入する意思がないことを聴取により確認できたことに加え、マイルストーン社に多数の引受実績があること、ご提案いただいた本新株予約権の発行スキームが資金調達の可能性が高いものであること等を勘案し、平成27年9月14日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約33社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は、主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るといふ本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、下記「(4)エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

）行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は1,000円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から800,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

）行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(1,300円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(1,500円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である米今政臣が締結した株式貸借契約()の範囲内(200,000株)とすることとしております。

()株式貸借契約においては、当社の代表取締役社長である米今政臣は、マイルストーン社に対して平成27年9月14日から平成29年9月29日までの期間において、当社普通株式計200,000株を貸し付ける旨を定めております。当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨を合意しております。

)行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、当該行使の直前において保有しているものと合わせて、本新株予約権の発行決議日(平成27年9月14日)時点における当社発行済株式総数(3,245,000株)の10%(324,500株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

)取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

)譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記()記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭により意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高4,629百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成27年8月27日現在の預金残高が590百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取

締役社長である米今政臣との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(代表取締役CEO野口真人、東京都千代田区霞が関3-2-5)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権に設定されている諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ)、満期までの期間、配当利回り、無リスク利率、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの売買出来高の中央値の約10%で売却すること)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社は算定機関による算定結果(1個あたり31,900円)を参考に、当該金額と同額で第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を31,900円(1株当たり6.38円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、1株1,000円と決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の直前営業日の株価終値949円に対する乖離率は5.37%であり、当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,002円に対する乖離率は0.23%であり、当該直前営業日までの3か月間の終値平均1,280円に対する乖離率は21.85%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,110円に対する乖離率は9.94%となっております。

当社は、本新株予約権の行使価額は直前営業日の株価終値949円を上回っていること、及び本新株予約権の発行価額は第三者評価機関の算定結果と同額であることから、本新株予約権の発行条件は割当予定先に特に有利なものではないと判断しております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、第三者機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定方法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

本新株予約権の行使による発行株式数は800,000株(当社議決権個数8,000個)であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,245,000株に対し24.65%(平成27年3月31日現在の当社議決権個数32,445個に対しては24.65%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由(4)エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、本新株予約権は一定の条件に基づき当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能です。また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能です。これにより、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合や、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得することが可能となり、本スキームによる資金調達の必要性が薄れた場合における希薄化を防止することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり1,000円であります。これは平成27年3月期の1株当たり純資産132.71円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年3月期 0.80円、平成26年3月期10.01円、平成27年3月期10.12円となっており、前々期より黒字化は達成されましたが、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金は、事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、市場流動性の観点からは、当社株式のJASDAQにおける過去6か月間(平成27年3月12日から平成27年9月11日まで)の1日あたりの平均売買出来高は約384,000株であり、一定の流動性を有しております。これに対して、本新株予約権がすべて行使された場合の発行数は800,000株であり、上記平均出来高の約2日分に相当します。このため、市場流動性を考慮したとしても、行使期間である2年間において本新株予約権を分散して行使・売却することは十分可能なものと考えられ、これによる当社の市場株価に与える影響は限定的なものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済み株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)、から、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
米今 政臣	愛媛県松山市	1,174,000	36.18%	1,174,000	29.02%
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6 番2号	0	0%	800,000	19.78%
エヌ・アール・アイ・セキュア テクノロジーズ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目7 番2号	600,000	18.49%	600,000	14.83%
三木 亮二	兵庫県西宮市	95,200	2.93%	95,200	2.35%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	93,000	2.87%	93,000	2.30%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	67,900	2.09%	67,900	1.68%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田 区丸の内2丁目7番1号)	45,700	1.41%	45,700	1.13%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	41,300	1.27%	41,300	1.02%
浜口 隆	大阪市西区	40,100	1.24%	40,100	0.99%
近藤 廣右	岡山市北区	35,100	1.08%	35,100	0.87%
和泉 健三郎	千葉県我孫子市	22,900	0.71%	22,900	0.57%
計	-	2,215,200	68.28%	3,015,200	74.54%

- (注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数800,000株（議決権8,000個）を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第14期有価証券報告書及び四半期報告書（第15期第1四半期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書及び四半期報告書には将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第14期有価証券報告書の提出日（平成27年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の一部を変更する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、上田勝久を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、新谷利絵を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 賛成割合 (注)3
第1号議案	22,131	34	3	(注)1	可決(99.8%)
第2号議案 上田 勝久	22,128	37	3	(注)2	可決(99.8%)
第3号議案 新谷 利絵	22,120	45	3	(注)2	可決(99.8%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権を行使することができる株主の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月11日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月29日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平塚 博路
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキュアヴェイルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュアヴェイルの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セキュアヴェイルの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セキュアヴェイルが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月11日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平塚 博路 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキュアヴェイルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セキュアヴェイルの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。